

◎利用者負担額（保育料）について

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化がスタートし、3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どもと、0歳児クラスから2歳児クラスの市民税非課税世帯のこどもの保育料が無償になりました。

1. 利用者負担（保育料）の有償・無償の別

		幼稚園	保育所	認定こども園		地域型保育
				1号認定児	2号認定児	
3歳児クラス 4歳児クラス 5歳児クラス		無償				—
0歳児 1歳児 2歳児 クラス	課税世帯	—	有償	—	有償	有償
	非課税世帯	—	無償	—	無償	無償

※非課税世帯…市民税の均等割、所得割どちらも課税されていない世帯を指します。

※年度の途中で満3歳となり、3号認定から2号認定に変更となるお子さんが無償化の対象となるのは、満3歳に到達した年度の翌年度4月からです。

2-1. 利用者負担額（保育料）について

上記の表で、保育料が有償となるお子さんについては、保護者など扶養義務者の市民税所得割額の合算で金額を決定します。（利用者負担額表は10ページを参照してください。）

また、下記の通り毎年9月に保育料の見直しを行います。

《令和2年度の場合》

令和2年4月～8月分 … 平成31年度市民税所得割額に基づく保育料

令和2年9月～令和3年3月分 … 令和2年度市民税所得割額に基づく保育料

2-2. 利用者負担額（保育料）の算定について

保育料を決定するためには、保育料算定対象となる方の該当年度の地方税情報の確認が必要です。市町村民税における収入の申告がお済みでない場合、また保育料を決定する際に必要な情報が取得できない場合、保育料が仮算定となりますのでご了承ください。

平成31年1月1日現在及び令和2年1月1日現在の住所が丸亀市にある保護者

⇒丸亀市にて、平成30年中及び平成31年中の収入の申告をお願いします。

（勤務先等での年末調整や、確定申告がお済みの場合は不要です。）

平成31年1月2日以降に丸亀市に転入してきた（転入予定の）保護者

⇒「個人番号による地方税情報の取得に係る同意書」の提出をお願いします。

※同意書をご提出いただけない場合は、下記の通り所得課税証明書の提出が必要です。

【入所（園）希望月が、令和2年4月～8月の場合】

⇒平成31年度所得課税証明書(コピー可)、令和2年度所得課税証明書(コピー可)
(平成31年1月1日、及び令和2年1月1日に住所のあった市区町村にて取得)

【入所（園）希望月が、令和2年9月～令和3年3月の場合】

⇒令和2年度所得課税証明書(コピー可)
(令和2年1月1日に住所のあった市区町村にて取得)

※令和2年度所得課税証明書は、各市区町村ともに令和2年6月以降取得可能です。

3. マイナンバーの記入及び提示について

新規の教育・保育給付認定申請の際には、世帯全員（別住所でも同一生計者の方を含む）の個人番号の記入及び提示（※1）が必要です。なお、申請に来られた方の本人確認をいたしますので、身分証明書（※2）も必ずご持参ください。

※1) 個人番号カード、通知カード

住民票の写し又は住民票記載事項証明書（個人番号記載） いずれか1点

※2) 運転免許証など顔写真入りのものであれば1点

保険証、年金手帳、印鑑登録証明書など顔写真がないものであれば2点

すでに教育・保育給付認定を受けている方は、マイナンバーの記入及び提示の必要はありません。認定内容に変更がないか確認しますので、受付の際に「支給認定証」をご持参ください。

4. その他

○税法上の寡婦控除が適用されない未婚のひとり親家庭について

平成30年9月1日より、保育料に係る市町村民税の算定に当たっては、地方税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されることとなりました。該当される方は、入所（園）申し込みの際にお申し出ください。

◎給食費の補助について

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化がスタートしたことに伴い、丸亀市にお住まいの3歳から5歳のお子さまの給食費を、月額6,800円まで補助します。

(※)給食費の金額は、各保育施設・事業所ごとに異なります。

(※)原則手続等は不要です。